

労働保険適正加入促進員の配置等

労働保険適正加入促進業務の実施に当たり、本部組織及び地方事務所において当業務を的確に実施するための要員として配置する労働保険適正加入促進員(以下「促進員」という。)については、次のとおりとする。

1 配置及び雇用期間

促進員については、受託者において、労働保険適用加入推進員(別紙1参照)の中から選任して雇用し、本部組織及び地方事務所に配置する。

雇用期間は、原則、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間とする。

2 促進員の配置数等

配置員数は、適用事業数、保険関係成立件数、加入勧奨件数等を考慮して配置すること。その際、本部組織には4名程度、各地方事務所には最低1名を配置すること。

また、促進員の月稼働日数は15日以上、労働時間は、午前9時～午後5時の7時間(休憩1時間を除く)とすること。

さらに、促進員の人件費については、年度当初に委託者から予算の枠内で総額を示すので、受託者は当該枠内で執行すること。

なお、日額単価については、12,000円を上限とし、地域別最低賃金額を下回らない範囲で決定すること。

3 選任要件

- (1) 促進員については、経験者(社労士、労働社会保険法令関係書類の作成・提出等の実務経験がある者、社会保険労務士事務所又は社会保険労務士法人事務所の補助者である者又は労働保険事務組合若しくはその関係団体の役員若しくは従業者)であることが望ましい。
- (2) 促進員に選任される者は、誓約書(守秘義務(以下の5参照)を果たすことを約した文書)に署名し、受託者に提出すること。
- (3) 本部組織と連絡調整を確実に行うことができる、地方事務所の責任者1名を促進員の中から選定すること。

4 促進員の業務内容

- (1) 労働保険の未手続事業の把握
- (2) 加入促進計画の策定
- (3) 加入勧奨活動の実施
- (4) 事業主説明会の計画及び実施
- (5) 加入勧奨好事例報告及び加入勧奨好事例集の作成
- (6) 促進員に対する加入勧奨指示等の指導・監督等
- (7) 労働保険加入勧奨状況の把握、分析及び報告
- (8) 促進員に支給する調査説明費及び成功報酬費の審査

- (9) 労働保険の適用に関する広報周知
- (10) 推進員に対する研修の実施
- (11) 労働局との連絡業務（協議会の実施等）

※ 本部組織に配置される促進員については、本部組織に係る業務を実施するものとし、上記(1)～(11)の業務の一部又は全部を実施しなくても良い。

5 守秘義務

促進員は、委託業務に関して知り得た秘密を委託者の承認なしに他に洩らし、又は、他の目的に使用してはならないものとする。

6 促進員の補充

促進員に欠員が生じた場合は、速やかに補充できるよう配慮すること。